

介護保険で利用できるサービス・住宅改修

住宅改修

日常生活の自立を支援するサービス

(介護予防)
住宅改修費の
支給

サービスの種類	サービス内容
	<p>要支援・要介護の認定を受けている方で、日常生活での自立支援のための小規模の住宅改修費用として、申請額20万円を上限として利用者負担割合に応じた保険給付額（9割、8割または7割※）が支給されます。</p> <p>ケアマネジャーに相談のうえ、必ず市の長寿介護課で工事前に事前申請を行ってください。要介護等認定新規申請中および入院中の方は、ケアマネジャーに相談してください。</p> <p>※利用者が一旦全額を支払った後に保険給付額(9割、8割または7割※)の支給を受ける「償還払い」と、利用者が市に届出をしている事業者に、利用者負担額(費用の1割、2割または3割※)のみを支払う「受領委任払い」があります。</p> <p>事前申請には、①から⑥までの書類が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ② 住宅改修が必要な理由書・・・ケアマネジャーや地域包括支援センターに依頼 ③ 工事費内訳書（見積書）・・・複数の業者から見積もりを取りましょう。 ④ 工事箇所平面図（見取り図） ⑤ 工事予定箇所の日付け入りの写真 ⑥ 住宅改修にかかる承諾書 <p>《支給の対象となる改修の種類》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 手すりの取付け 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動の補助のための手すりの取付け。 ② 床段差解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等各室間の敷居撤去やスロープの設置、玄関の上がり框に敷台を設置、浴室の床のかさ上げ、通路等の傾斜の解消など。 昇降機、リフト等の動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更、階段に滑り止めカーペットの取付けなど。 ④ 引き戸などの扉の取替え 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等。自動ドアとした場合は、動力部分の費用相当額は対象外。 ⑤ 洋式便器などへの便器の取替え 和式便器から洋式便器への取替え、便器の位置・向きの変更 ⑥ ①～⑤の改修に伴って必要となる工事 <ul style="list-style-type: none"> ・手すり取付けのための下地の補強 ・浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ・床材変更のための下地の補修や、通路面の材料変更のための路盤整備 ・扉の取替えに伴う壁や柱の改修 ・便器の取替えに伴う床材の変更や、給排水設備工事（水洗化工事を除く） ・スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置